

令和7年10月2日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会  
会長 加納 康至  
(公印省略)

「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の  
請求に関する診療報酬明細書等の記載について」の廃止について

後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置が終了する旨につきましては、令和7年9月8日付け「後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了について」にて、ご連絡申し上げました。

本「配慮措置」に関し、診療報酬明細書等の特定疾病療養（マル長）の記載の取扱いについて、令和4年9月13日付け厚生労働省通知（以下「令和4年通知」／令和4年9月20日付け本会文書にてご連絡）「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について」において示されておりました。

今般、本配慮措置が本年9月末で終了することに伴い、「令和4年通知」が令和7年9月30日限りで廃止されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

令和4年9月13日付け厚生労働省通知

「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について」（「令和4年通知」）を

令和7年9月30日限り（9月診療分まで）で廃止

↓

令和4年9月20日付け本会文書にて示した、以下の取扱いの廃止

現在、「後期高齢者医療特定疾病療養受療証」を提示又は「後期高齢者医療特定疾病療養受療証情報」を提供した患者の自己負担額が、1万円を超えた場合に限り、レセプトの特記事項に「02：長」と記載する取扱いとなっておりますが、窓口負担割合が2割である患者（特記事項「4 1 区分カ」に該当）については、外来療養に係る自己負担額（外来療養費の2割相当分）が1万円以下の場合であっても、特定疾病療養（マル長）の対象であり、窓口での配慮措置の対象とならない患者であることを示すために、配慮措置が適用される期間（令和4年10月診療分から令和7年9月診療分まで）については、自己負担額が1万円以下である場合であっても、レセプトの特記事項に「02：長」を記載する取扱いに変更するものです。